

2010年 特別区人事委員会勧告に関する声明

特別区人事委員会は10月12日、各区議会議長と各区長に対して「職員の給与に関する報告及び勧告」を行った。月例給に関わる勧告は、公民較差が率にして0.30%、金額で1,259円 職員給与が民間給与を上回っており、これを解消するための引下げ改定というものである。また、期末手当・勤勉手当についても、年間支給月数を0.20月分引き下げ、現行4.15月分を3.95月分という内容で、これらにより特別区職員の平均年間給与の減少は、約10万8千円となり、区政の第一線で住民サービスの向上に奮闘する職員に与える影響は測り知れないものがある。

その他、給与構造の改革として地域手当の支給割合を現行17%から18%に引き上げ、引上げ分(1%)と同率程度、給料月額を引き下げるとしている。

また、報告(意見)では「人材活用(高齢職員の活用)」として、「高齢職員の活用による組織活力の維持・向上が必要」「国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、特別区職員の実態を踏まえ検討」とし、公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴う定年延長に言及している。

特別区人事委員会勧告は、2010年春闘結果を精確に反映したものとはいえ、人事院勧告(マイナス0.19%、757円、平均年間減収9.4万円)を上回るマイナス勧告となっている。大幅な一時金削減も国・人事院に追随するもので、日本一生計費の高い首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を考慮していないばかりか、職員の利益保護という第三者機関としての役割を放棄する極めて不満な勧告と言わざるを得ない。また、公民較差相当分を本年度中に支給される期末手当の額から減ずる「所要の調整を実施」としたことは、「不利益不遡及の原則」からも認めがたく、強い不満と怒りを表明する。

現業系職員の賃金改定は、団体交渉によって確定する。今回の勧告に影響されることなく、清掃事業の特殊性や困難性を踏まえた給料表を早期に提示し、十分な協議を尽くすことを求めるものである。昨年の賃金確定闘争で、保障額表から現業職給料表への切り替えを実現させた。しかし、引き続き長期に亘って号給調整を受ける組合員や、最高号給を超えた組合員が多く存在する。これらの課題について明らかにするとともに改善を求める。

また、2011年度をもって級格付け制度が廃止となる。組合員の長年の経験と豊富な知識、区民との直接のふれあいによる信頼関係で清掃事業は成り立っている。職責の有無にかかわらず、現場の第一線で奮闘する多くの組合員の職務能力を正当に評価し、給与処遇に反映させる制度の確立を求める。

人事制度や定年延長問題を含む高齢職員の働き方は、特別区における現行制度を踏まえ、清掃業務の内容や職場実態を踏まえた制度として構築されるべきである。

首都東京に働く清掃労働者の勤務条件・労働条件確立のために、わが組合の要求実現をめざして、2010賃金確定闘争を全組合員の団結を基礎に組織の総力を挙げて闘い抜く決意を表明する。

2010年10月12日
東京清掃労働組合